

第7 障害者の自立・社会参加の推進と良質な福祉サービスの提供

障害者基本計画重点施策実施5か年計画（新障害者プラン）の実施を軸として、障害者の自立と社会参加を推進するため、雇用と福祉の連携等による障害者雇用の推進、住まいや働く場所の確保、地域における自立の支援、障害者の自己決定を尊重する支援費制度の円滑な施行等を推進する。

また、ホームレスに関する特別措置法の制定を踏まえ、ホームレスの自立の支援等に関する施策を一層推進するとともに、福祉に携わる人材の資質の向上など、良質な福祉サービスを提供するための体制整備を進める。

1 障害者雇用対策の推進

142億円

(1) 雇用と福祉の連携による障害者の自立支援 84億円

- 職場適応援助者（ジョブコーチ）による事業の拡充 20億円
授産施設等と連携して、障害者の就職先に職場適応援助者（ジョブコーチ）を派遣し、職業的自立のための実践的な支援を行う事業を拡充する。

- 障害者就業・生活支援センター事業の充実 5.7億円
障害者をめぐる厳しい雇用情勢に対応するため、「障害者就業・生活支援センター」における雇用支援の相談員を増員する。

(2) 障害者の雇用機会の拡大 5.9億円

- 障害者試行雇用事業の推進 4.8億円
事業主に障害者雇用のきっかけを提供するとともに、障害者に実践的な能力を取得させ、常用雇用へ移行するため短期間の試行雇用を実施して、障害者雇用を推進する。

(3) 精神障害者の雇用対策の推進 6.5億円

コミュニケーションの能力や労働意欲の向上に関する指導と作業指導を組み合わせた体系的な訓練を、障害者各人の課題に応じたカリキュラムで実施するなど、精神障害者の雇用対策を推進する。

2 新しい障害保健福祉施策の展開

6, 186億円

(1) 新障害者プランの推進

1, 301億円

平成15年度から始まる新障害者プランに基づき、ノーマライゼーションの理念の下、共生社会の実現を図り、障害者が身近な地域で自立した生活を送れるよう、グループホーム等、個人の多様なニーズに応じた各種の福祉サービスの充実を図る。

また、障害者のサービス利用にかかる相談支援体制の推進を図る。

(2) 支援費制度の円滑な施行

3, 225億円

平成15年度から始まる障害者がサービスを選択できる支援費制度を円滑に施行するため、ホームヘルプサービスなど各種のサービスに必要な経費を確保するとともに、都道府県及び市町村の事務の円滑化等を支援する。

(3) 障害者の社会参加の推進

58億円

視聴覚障害者の情報・コミュニケーション支援事業を推進するとともに、身体障害者補助犬法の施行に伴い、従来の盲導犬育成に加えて、介助犬と聴導犬の育成にも取り組む。

また、障害者が必要とするパソコンの周辺機器等の購入助成及びパソコンの利用方法を教えるボランティアの養成・派遣を推進するとともに、新たにボランティアの活動支援、障害者からの利用相談等を行う障害者ITサポートセンターを設置する。

(4) 特別児童扶養手当及び特別障害者手当等

1, 193億円

平成14年の消費者物価の下落分（マイナス0.9%～1.0%の見込み）の特別児童扶養手当及び特別障害者手当等の額の改定を行う。

（平成15年4月実施）

（△0.9%の場合）

- ・特別児童扶養手当（月額） 1級 51, 550円 → 51, 100円
2級 34, 330円 → 34, 030円
- ・特別障害者手当（月額） 26, 860円 → 26, 620円

3 精神障害者保健福祉施策の推進

576億円

○ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に関する医療体制の整備及び必要な人材の養成 37億円

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療等のため、指定入院医療機関の整備、精神保健判定医の養成等を行う。

○ 精神科救急医療体制の強化 21億円

在宅の精神障害者の症状悪化に対し、身近な地域において早期に適切な医療を提供できる体制を確保するため、休日・夜間対応の精神科初期救急医療輪番システムを整備し、精神科救急医療体制の強化を図る。

○ 精神障害者社会復帰対策の推進 215億円

精神障害者の社会復帰を促進するため、居宅生活支援事業及び社会復帰施設の充実を図るとともに、いわゆる社会的入院患者の退院を支援するための事業を実施する。

4 福祉に携わる人材の資質の向上等

51億円

○ 介護施設職員等福祉に携わる人材の養成、確保及び資質の向上 12億円

福祉人材センターにおいてインターネットを通じた求人登録、職業紹介が可能となるシステムを開発し、福祉に携わる人材の確保を支援する。また、介護教員養成講習会の拡充等により、質の高い福祉人材の確保に努める。

○ 福祉サービスの第三者評価等の推進 3.5億円

評価を受ける事業所をモニターとして活用した普及啓発の促進、第三者評価機関の育成支援や評価調査者の養成研修の実施など、第三者評価を推進することにより、良質な福祉サービスの提供を図る。

また、運営適正化委員会における苦情解決事業の推進を図る。

○ 地域福祉権利擁護事業の推進 36億円

痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者等判断能力の不十分な者に対し、福祉サービスの利用援助等を行う地域福祉権利擁護事業の実施主体を都道府県社会福祉協議会から指定都市社会福祉協議会に拡大する。

5 ホームレスに関する特別措置法制定を踏まえた施策の推進 27億円

○ ホームレス自立支援事業、ホームレス緊急一時宿泊事業（シェルタ－事業）の拡充 17億円

ホームレスに対し、健康診断、生活相談・指導及び職業相談・紹介等を行い、就労自立を支援する自立支援事業や、緊急一時的な居住場所を提供する緊急一時宿泊事業（シェルタ－事業）を拡充する。

○ ホームレス総合相談推進事業の創設 3.1億円

ホームレスを多く抱える地域において、行政、支援団体、地域住民等で構成するホームレス総合相談推進協議会を創設し、巡回による相談活動等を行い、ホームレスの自立を促進する。

○ ホームレス能力活用推進事業の創設 44百万円

一般雇用施策での対応が困難なホームレスに対し、都市雑業的な職種の情報収集・提供等を行う事業を創設し、ホームレスの自立を支援する。

○ 技能講習、試行雇用事業の創設 7億円

ホームレスに対する技能・資格の再取得、再教育を目的として技能講習事業を拡充するとともに、自立支援センターに入所しているホームレスを対象とした試行雇用事業を創設し、ホームレスに対する就業機会の拡大を図る。

6 生活保護 1兆5,217億円

○ 生活扶助費等

国民の消費動向や社会経済情勢を総合的に勘案し、生活扶助基準等の改定を行う。（平成15年4月実施）

・標準3人世帯（33歳男、29歳女、4歳子、1級地－1）

月額 163,970円 → 162,490円 ($\Delta 0.9\%$)

○ 就労促進等の取組み

被保護人員の増加等に伴う必要額を確保するとともに、就労の促進や居宅生活への移行の促進等により被保護者の自立助長を図る等、引き続き適切な実施に努める。

第8 質の高い医療の確保等のための施策の推進

患者の視点に立った安心かつ質の高い医療を効率的に提供できるよう、総合的な医療安全対策、医療情報の提供、医療のIT化等を着実に進めるとともに、医療従事者の確保と資質の向上を図るなど、医療提供体制の整備を図る。また、医薬品・医療機器等の安全性確保対策を推進する。

1 医療安全対策と医療情報提供の推進

15億円

(1) 医療安全対策の総合的推進

14億円

○ 苦情や相談等に対応するための体制の整備

1.2億円

・医療に関する患者の苦情や相談等に迅速に対応するため、二次医療圏ごとに公的相談体制を整備するとともに、都道府県に専門家等を配置した医療安全相談センター（仮称）を整備することにより、医療の安全と信頼を高める。

また、医療機関に患者の苦情等の情報を提供することを通じて、患者サービスの向上を図り、医療の質の向上を推進する。

・医療安全相談センター（仮称）に対して、相談等に対応する職員に対する専門研修や相談困難事例等の収集・分析に基づく情報提供等の総合的な支援を行う。

※ 医療安全相談センター（仮称）における専門家等の配置等に係る経費については、地方財政措置で対応。

○ 医療安全対策に有用な情報提供の推進

2.9億円

医療現場におけるヒヤリ・ハット事例の収集範囲を全医療機関に拡大し、医療機関における医療安全対策に有用な情報提供の充実を図る。

(2) 医療情報提供の推進

○ 医療機関に関する情報提供の推進

54百万円

全国の医療機関情報をインターネット（社会福祉・医療事業団のWAM NET）を通じて提供するとともに、地域の特性を踏まえた個別情報を提供することにより、患者の医療機関選択の利便を図る。

2 安心で質の高い医療を目指した医療提供体制の充実

1, 601 億円

○ 根拠に基づく医療（EBM）、医療のIT化の着実な推進 14億円

- ・根拠に基づく医療（EBM）が実践できるようインターネット等を利用して質の高い情報を医療関係者等に提供するためのデータベースを整備する。
- また、電子カルテシステムを地域の医療機関がネットワークを組んだ形で導入することにより、地域の特性に応じた医療機関の連携を図る。
- ・電子カルテシステムの導入等医療のIT化を積極的に支援するため、社会福祉・医療事業団による融資の充実を図る。

○ 救急医療の充実をはじめとする地域医療の確保 518億円

- 10床規模による必要な機能を備えた新型救命救急センターを創設するとともに、救急救命士の病院実習受入促進措置を新たに講ずるほか、ドクターへリの導入や小児救急医療体制の整備を引き続き推進する。

○ 医療従事者の確保と資質の向上 1, 070億円

- ・臨床研修の必修化（医師は平成16年度、歯科医師は平成18年度）に向けて、医師の「研修病院の受け入れ」と「研修医の希望」との双方の組み合わせを合理的かつ効率的に決定（マッチング）するためのシステムの構築などを図る。
- ・がん看護や感染管理など専門性の高い研修に対する支援を行うことにより、質の高い看護職員の育成を重点的に促進する。また、准看護師が働きながら看護師資格を取得できるようにするために、看護師養成所2年課程（通信制）の設置に対する支援を行う。

3 安定的な医療保険制度の構築

○ 政府管掌健康保険、国民健康保険、老人保健制度等に係る医療費国庫負担 7兆7, 521億円

4 医薬品・医療機器等の安全対策の充実 106億円

(1) 医薬品・医療機器等の審査・安全確保体制の充実 16億円

○ 生物由来製品の特性に応じた安全確保対策の充実 16百万円

ヒト細胞組織を利用した医薬品・医療機器の臨床評価基準等を整備する。

また、薬事法改正に伴い新たに導入する生物由来製品に関する感染症定期報告制度を適切に実施することなどにより、感染被害の発生・拡大防止を図る。

(2) ワクチン等の安定供給の確保 25億円

○ 天然痘ワクチンの備蓄の推進 14億円

生物兵器を利用したテロの危険に備えるため、天然痘ワクチンを備蓄する。

5 疾病対策の推進 1,742億円

(1) C型肝炎等緊急総合対策の推進 60億円

- ・平成14年度に引き続き、40歳から70歳までの老人保健法に基づく健康診査の受診者に対し、5歳刻みで節目検診を行い、5年間（平成14年度～18年度）で全員に肝炎ウィルス検査等を実施するとともに、緊急性を要する場合には節目外検診を実施するなど、各種健康診査の場を活用して、肝炎ウィルス検査を実施する。
- ・肝炎ウィルスの病態、感染メカニズムの解明など、肝炎、肝硬変、肝がん等の予防及び治療法の研究を推進する。
- ・肝炎ウィルスの感染者に対する保健指導、肝炎に関する正しい情報提供を推進するための研修事業等を実施する。

(2) 移植対策の推進 29億円

○ 臓器移植対策の推進 5.1億円

臓器移植におけるあっせん機関の役割を見直し、より効率的・効果的なあっせん体制を再構築する。

○ 造血幹細胞移植対策の推進 19億円

骨髓移植及びさい帯血移植等の造血幹細胞移植におけるあっせん体制を見直し、骨髓移植における専任のコーディネーターを設置するとともに、さい帯血移植に必要なさい帯血の安全性確保及び保存・管理体制の強化を推進する。

(3) シックハウス対策の推進

6. 5 億円

シックハウス症候群の原因分析、診断・治療法の研究等の対策を関係省庁と連携しつつ、総合的に推進する。

(4) リウマチ・アレルギー対策の推進

17 億円

リウマチ、気管支喘息、アトピー性皮膚炎、花粉症、膠原病などの免疫アレルギー疾患の発症機序、診断・治療法の開発を推進するとともに、免疫アレルギー疾患に関する正しい情報の普及を図る。

(5) 難病対策の総合的推進

1, 036 億円

- ・難治性疾患の克服を目指した研究を推進するとともに、難病相談支援センター（仮称）の整備など難病患者のニーズを踏まえたきめ細かな福祉施策の充実を図る。
- ・医療費負担に対する支援制度については、低所得者への配慮など所得と治療状況に応じた段階的な一部自己負担及び事業評価の導入により、制度の適正化及び安定化を図る。

(6) ハンセン病対策の推進

480 億円

引き続きハンセン病療養所入所者の療養を確保し、入所者家族及び退所者の福祉の増進を図るとともに、ハンセン病資料館の充実等、ハンセン病患者・元患者の名誉回復を図る観点から、普及啓発のさらなる充実を図る。

6 安全で良質な水の安定供給

1, 064 億円

○ 水道施設の整備

1, 063 億円

すべての国民に安全で良質な水道水の供給を行うとともに、地震・渇水に強い水道づくりを着実に推進する。

7 麻薬・覚せい剤等対策

14 億円

○ 青少年の薬物乱用防止のための啓発事業の推進

26 百万円

薬物乱用の低年齢化が懸念されていることから、地域において薬物乱用防止のための対話集会を開催するとともに、小学生の保護者向けの啓発用読本を作成・配布する。

第9 科学技術の振興及び産業の国際競争力の強化

先端医療を実現し、あわせて医薬品・医療機器等の産業活性化を推進するためには、疾患関連たんぱく質の解析の研究、新しい医療機器の開発、大規模治験ネットワークの構築による治験の活性化を推進する。

また、人の健康に影響を与える食品、医薬品・医療機器、化学物質の安全にかかる研究や、がん等の生活習慣病予防、難治性疾患に対する診断・治療法の研究開発を推進するとともに、国立試験研究機関等の研究開発体制を整備する。

1 医薬品・医療機器等産業活性化プロジェクトの推進

21億円

○ 疾患関連たんぱく質解析プロジェクト

5億円

高血圧、糖尿病、がん、痴呆等の患者と健康な者との間のたんぱく質の種類・量を比較し、疾患に特有のたんぱく質を同定し、データベース化することによって画期的な医薬品開発を支援する。

○ 身体機能の解析・補助・代替のための機器開発プロジェクト

7億円

バイオテクノロジー、IT、ナノテクノロジー等の先端技術を効率的に選択し、組み合わせ、医学・工学・薬学分野を融合することによって、医療ニーズに合致した新しい医療機器の開発を推進する。

○ 治験活性化プロジェクト

8.7億円

国内における治験の空洞化を防ぐため、がんや循環器病などの疾患群ごとに複数の医療機関による大規模治験ネットワークを構築し、医療上必要な医薬品等の開発推進を図る。

2 健康安全にかかる研究の充実

46億円

○ 食品の安全性確保にかかる研究の充実（再掲）

16億円

- 医薬品等医療技術リスク評価・管理技術の高度化 10億円
ゲノム創薬や再生医療などのバイオテクノロジーの進展に対応し、より有効かつ安全な医薬品・医療機器を国民に提供するために、安全情報の収集を強化し、医薬品等のリスク評価・管理技術の高度化に関する研究を推進する。
- 化学物質リスク評価・管理技術の高度化 20億円
生活環境中の化学物質の毒性を迅速かつ効率的に分析するとともに、化学物質の毒性とヒトの暴露量・暴露経路との関係を総合的に評価（リスク評価）し、必要な規制基準の設定（リスク管理）と的確な情報伝達（リスクコミュニケーション）のための研究を推進する。

3 先端的科学技術を活用した医療の展開 71億円

- (1) 最先端科学を活用したがん等の生活習慣病予防にかかる研究の推進（メディカルフロンティア戦略関係）（再掲） 20億円
- (2) 自己免疫疾患、神経疾患等をはじめとした難治性疾患の克服を目指した研究の推進 24億円
根本的な治療法が確立しておらず、かつ後遺症を残すおそれがある難治性疾患に対して、病状の進行の阻止、機能回復・再生を目指した画期的な診断・治療法の研究開発を推進し、患者の生活の質の向上を図る。
- (3) 研究開発基盤の整備 26億円
 - 国立試験研究機関等の知的成果物の民間移転推進 65百万円
国立試験研究機関で開発される知的成果物の民間移転を円滑に進めるために技術移転機関（TLO）を整備するとともに、知的成果物の機関帰属への転換と発明者への報償規定の整備を進める。
 - 国立長寿医療センター（仮称）の開設 12億円
国立療養所中部病院及び長寿医療研究センターを改組し、長寿医療に関するナショナルセンターを開設する。
 - がん予防・検診研究センター（仮称）の開設（メディカルフロンティア戦略関係）（再掲） 14億円

第10 各種施策の推進

1 國際社会への貢献

287億円

(1) 國際機関を通じた国際的活動の推進 177億円

○ 世界保健機関（WHO）等を通じた活動の推進 115億円

世界保健機関（WHO）、国連合同エイズ計画（U N A I D S）への拠出等を通じ、エイズ及び結核等の地球規模の感染症対策、食品の安全対策の国際的な活動を推進する。

○ 国際労働機関（I L O）を通じた活動の推進 59億円

国際労働機関（I L O）への拠出等を通じ、労働者の基本的な権利の実現、人材育成、能力開発等の国際的な活動を推進する。

(2) 開発途上国に対する国際協力等の推進 48億円

○ 開発途上国の行政官等への厚生労働分野の効果的な研修等の推進 4.4億円

行政官を中心とした途上国からの研修員の受け入れ等を通じて、アジアを中心とする開発途上国支援を行う。

○ ASEAN諸国に対する労働問題解決に向けた支援 49百万円

労使関係の安定化に関するASEAN諸国の対応能力の向上を支援し、わが国との経済的な連携強化を促進する。

2 戦傷病者・戦没者遺族の援護等

669億円

○ 戦没者等の妻及び戦没者の父母等に対する特別給付金の継続支給

戦没者等の妻及び戦没者の父母等に対する特別給付金について、現行の特別給付金国債が最終償還を迎えることから、国として改めて特別の慰藉を行うこととし、継続して支給する。

国債額面 戦没者等の妻に対する特別給付金（10年償還）
180万円→200万円
戦没者の父母等に対する特別給付金（5年償還）
100万円→100万円

- 援護年金 623億円
恩給に準じ、援護年金の額を据え置く。
- 戦没者遺骨のDNA鑑定 43百万円
DNAを抽出することができ、かつ埋葬者資料が残っており、DNA鑑定を行えば遺族が判明する可能性が高いなど一定の条件を満たす戦没者の遺骨について、DNA鑑定を実施する。
- 海外民間建立慰靈碑の調査 18百万円
民間団体が海外に建立した慰靈碑については、関係者の高齢化等により維持管理が不十分なものがあるため、管理状況を調査し、関係者に対して維持管理の指導を行う。

3 中国残留邦人等の支援 18億円

- 中国残留孤児日共同調査等の充実 42百万円
孤児の離別状況を知る関係者の高齢化を踏まえ、平成15年度から2年計画で集中的に共同調査を行う。また、中国帰国者が地域社会から孤立することのないよう、中国帰国者支援・交流センターが中国語による電話連絡や訪問を行う事業を創設する。

4 生活衛生関係営業の指導及び振興の推進 19億円

- 生活衛生関係営業の振興のための支援
生活衛生関係営業の振興について、生活衛生同業組合等による自主的な活動を支援するとともに、食品リサイクルを推進する。また、国民生活金融公庫の生活衛生資金貸付について、受動喫煙防止施設を貸付の対象とするなどの改善を図る。

5 原爆被爆者の援護 1,586億円

- 保健、医療、福祉にわたる総合的な施策の推進
原爆被爆者に対して健康診断の実施、医療の給付及び諸手当の支給のほか、原子爆弾被爆者養護ホーム等に対する助成措置等の保健福祉事業、調査研究事業及び国立原爆死没者追悼平和祈念館の運営等を行う。
なお、原爆被爆者に支給する諸手当については、平成14年の消費者物価の下落分（マイナス0.9%～1.0%の見込み）の額の改定を行う。
(平成15年4月実施)
(△0.9%の場合)
・医療特別手当（月額） 139,600円 → 138,380円

○ 申請・届出等手続の電子化の本格実施

「e-Japan重点計画」に基づき、平成15年度から申請・届出等手続の電子化を本格的に実施する。